

(甲) 群馬県警察本部 交通部交通規制課長 殿	第 年 月 日 (元号)
(乙) 申 込 者 (道 路 管 理 者)	
担当者： 課 係 TEL： (内線)	
地 点 名 標 識 板 共 架 申 込 書	
交通安全施設に対し次のとおり地点名標識板の共架を申し込みます。	
目 的	地点名標識板 を [設置・変更] するため
地 点 名 称	
主 た る 道 路	
番地／規制番号	※ (規制番号：)
標 識 板 枚 数	枚
標識板取付位置	車両灯器用アーム
添 付 図 面 等	交差点位置図、標識板デザイン図、標識板取付位置図、現地写真
工事着工予定日	(元号) 年 月 日
工事竣工予定日	(元号) 年 月 日

(乙) 申 込 者 (道 路 管 理 者) 殿	群 交 規 第 年 月 日 (元号)
(甲) 群馬県警察本部 交通部交通規制課長	
担当者： 課 係 TEL： (内線)	
地 点 名 標 識 板 共 架 承 諾 書	
上記申込につきましては、下記により承諾します。	
使 用 料	無料
承 諾 期 間	永年（廃止又は変更をするときは必ず申し出ること）
承 諾 条 件	1 車道の路面から標識板の最下端までの高さは、5.0m以上を確保すること。 2 既に他の標示板、又は交通規制標識が設置されている場合、その視認性を妨げるものがない方法で設置すること。 3 工事が完成したときは、別記様式3「竣工届」1部を管轄署長を経由して甲に提出すること。 4 標識板の維持管理は乙の責任において行うこと。 5 概ね5年を目安に点検実施に努め、標識板の色褪せ、金具の腐食等の有無を確認すること。また、必要に応じて標識板及び金具の更新をすること。 6 甲から点検実施状況の確認を求められた場合、直近の点検実施状況を書面・写真等により報告すること。 7 甲は、交通安全施設の工事に当たり標識板の移転又は撤去が必要となったときは、乙に対しその旨を30日前までに通知することとし、乙は、その申出を受けたときは標識板を自己の負担で速やかに移転等措置すること。 8 前記場合の例外的に、甲が移転等の工事を行う場合、甲は乙に対しその旨工事前に連絡し、乙の承諾を得るものとする。また、乙は工事完了後の状況を確認し、必要に応じて修正工事を実施すること。 9 申込書の内容に変更が生じたときは、申込書を再度提出すること。 10 軽微な変更時は、竣工届の提出又はその他方法により甲へ通知すること。 11 乙は、標識板を廃止するときは、自己の負担で標識板を撤去し、廃止した旨を軽微な変更時と同様に甲へ通知すること。 12 前記条件に反するときは、甲は承諾を取り消すことができる。 承諾を取り消されたときは、乙は速やかに自己の負担で標識板を撤去すること。

〇〇〇 第 〇〇〇 号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 群馬県警察本部
交通部交通規制課長 殿

(乙) 〇〇土木事務所長
(道路管理者)

担当者： 〇〇〇〇課〇〇係
〇〇
TEL： 027-000-0123 (内線9999)

地点名標識板共架申込書

交通安全施設に対し次のとおり地点名標識板の共架を申し込みます。

目的	地点名標識板 を [設置・変更] するため
地名	〇〇〇
主たる道路	県道〇〇〇線
番地／規制番号	※ 〇〇市〇〇町〇〇 1-2 先 (規制番号：前橋〇〇〇)
標識板枚数	〇 枚
標識板取付位置	車両灯器用アーム
添付図面等	交差点位置図、標識板デザイン図、標識板取付位置図、現地写真
工事着工予定日	令和 〇 年 〇 月 〇 日
工事竣工予定日	令和 〇 年 〇 月 〇 日

群交規第 〇〇〇 号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

(乙) 〇〇土木事務所長
(道路管理者) 殿

(甲) 群馬県警察本部
交通部交通規制課長

担当者： 〇〇〇〇課〇〇係
〇〇
TEL： 027-000-0123 (内線9999)

地点名標識板共架承諾書

上記申込につきましては、下記により承諾します。

使用料	無料
承諾期間	永年（廃止又は変更をするときは必ず申し出ること）
承諾条件	- 車道の路面から標識板の最下端までの高さは、5.0m以上を確保すること。 - 既に他の標示板、又は交通規制標識が設置されている場合、その視認性を妨げるものがない方法で設置すること。 - 工事が完成したときは、別記様式3「竣工届」1部を管轄署長を経由して甲に提出すること。 - 標識板の維持管理は乙の責任において行うこと。 - 概ね5年を目安に点検実施に努め、標識板の色褪せ、金具の腐食等の有無を確認すること。また、必要に応じて標識板及び金具の更新をすること。 - 甲から点検実施状況の確認を求められた場合、直近の点検実施状況を書面・写真等により報告すること。 - 甲は、交通安全施設の工事に当たり標識板の移転又は撤去が必要となったときは、乙に対しその旨を30日前までに通知することとし、乙は、その申出を受けたときは標識板を自己の負担で速やかに移転等措置すること。 - 前記場合の例外的に、甲が移転等の工事を行う場合、甲は乙に対しその旨工事前に連絡し、乙の承諾を得るものとする。また、乙は工事完了後の状況を確認し、必要に応じて修正工事を実施すること。 - 申込書の内容に変更が生じたときは、申込書を再度提出すること。 - 軽微な変更時は、竣工届の提出又はその他方法により甲へ通知すること。 - 乙は、標識板を廃止するときは、自己の負担で標識板を撤去し、廃止した旨を軽微な変更時と同様に甲へ通知すること。 - 前記条件に反するときは、甲は承諾を取り消すことができる。承諾を取り消されたときは、乙は速やかに自己の負担で標識板を撤去すること。